

健全化判断比率（財政４指標）及び資金不足比率の定義

① 実質赤字比率

【定義：一般会計等を対象とした実質赤字の標準財政規模に対する比率】

$$\frac{\text{一般会計等の実質赤字額}}{\text{標準財政規模}}$$

〔本市の実質赤字比率は、「－」〕

※ 標準財政規模とは、地方公共団体が標準的な状態で通常収入されるであろう經常的一般財源の総量（規模）を示す指標

② 連結実質赤字比率

【定義：全会計を対象とした実質赤字（又は資金不足額）の標準財政規模に対する比率】

$$\frac{\text{連結実質赤字額}}{\text{標準財政規模}}$$

〔本市の連結実質赤字比率は、「－」〕

③ 実質公債費比率

【定義：一般会計等が負担する元利償還金及び準元利償還金の標準財政規模を基本とした額に対する比率】

$$\frac{\begin{aligned} &(\text{元利償還金} + \text{準元利償還金}) - \\ &(\text{特定財源} + \text{元利償還金} \cdot \text{準元利償還金にかかる交付税算入額}) \end{aligned}}{\begin{aligned} &\text{標準財政規模} - \text{元利償還金} \cdot \text{準元利償還金にかかる交付税算入額} \end{aligned}}$$

〔３か年平均〕

〔本市の実質公債費比率は、4.4%（3か年平均）〕

- ※ 標準財政規模を基本とした額とは、標準財政規模から元利償還金・準元利償還金にかかる交付税算入額を差し引いた額
- ※ 準元利償還金とは、公営企業（簡易水道、下水道、上水道）債や一部事務組合が起こした地方債の償還の財源に充てられた一般会計からの繰出金及び負担金・補助金、債務負担行為に基づく支出のうち公債費に準ずるもの、一時借入金の利子などの合計額

④ 将来負担比率

【定義：一般会計等が将来負担すべき実質的な負債の標準財政規模を基本とした額に対する比率】

$$\frac{\text{将来負担額} - \left[\begin{array}{l} \text{充当可能基金額} + \text{特定財源見込額} + \text{地方債} \\ \text{現在高等にかかる交付税算入見込額} \end{array} \right]}{\text{標準財政規模} - \text{元利償還金・準元利償還金にかかる交付税算入見込額}}$$

〔本市の将来負担比率は、「－」〕

- ※ 将来負担額とは、一般会計の前年度末における地方債現在高、債務負担行為に基づく支出予定額、公営企業（簡易水道、下水道、上水道）会計及び一部事務組合の前年度末地方債の元金償還に充てる一般会計からの負担見込額、退職手当支給予定額（全職員に対する期末要支給額）などの合計額

⑤ 資金不足比率

【定義：公営企業ごとの資金の不足額の事業の規模に対する比率】

$$\frac{\text{資金の不足額}}{\text{事業の規模}}$$

〔本市の資金不足比率は、「－」〕

- ※ 資金の不足額とは、法適用企業会計の場合、流動負債から流動資産を控除した額。法非適用企業会計の場合、歳出額から歳入額を控除し、翌年度へ繰り越すべき財源を加算した額。
- ※ 事業の規模とは、営業収益の額（又は相当額）－受託工事収益の額（又は相当額）。宅地開発事業特別会計は、事業経営のための財源規模（調達した資金規模）を示す資本及び負債の合算額。